

# 【居住支援協議会等活動支援事業】

## 現状把握

住まいは生活の基盤であるにも関わらず、住宅確保要配慮者（高齢者・障がい者・生活困窮者等）の民間賃貸住宅への入居にあたっては、居室内の死亡事故や近隣住民トラブルへの不安など、様々な理由により賃貸人が拒否感（例：高齢者、障害者に対しては7割程度）を有しており、住まいの確保が困難となっている。加えて、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等により、住まいの確保に関する問題は深刻化している。

そのため、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ることを目的として、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録や住宅確保要配慮者に対する居住支援等を含む住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進している。



## 課題設定

居住支援協議会や居住支援法人等による住宅確保要配慮者の入居の円滑化に関する活動等に対して支援することにより、住宅確保要配慮者の円滑な入居を一層促進するとともに、住宅セーフティネット制度や居住支援体制のあり方について検討する。

### インプット

予算額：  
945百万円

### アクティビティ

居住支援協議会・居住支援法人等による住宅確保要配慮者の入居の円滑化に関する活動等に対する補助を実施（令和2～6年度）

### アウトプット

居住支援協議会の活動支援を実施した数【57件（令和3年度）】

### アウトカム

居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率【50%（目標年度：令和12年度）】を設定。  
※住生活基本計画（令和3年3月19日閣議決定）  
【25%（令和2年度）】  
【28%（令和3年度）】

### インパクト

住宅確保要配慮者の居住の安定を実現